

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年3月31日
【会社名】	株式会社ジェイホールディングス
【英訳名】	J-Holdings Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉井 史彦
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役副社長 森畠 雅春
【本店の所在の場所】	東京都港区西新橋二丁目18番2号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 吉井史彦及び取締役副社長 森畠雅春は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成27年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社4社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の売上高の金額が高い拠点から合算していき、連結売上高の概ね2/3に達している3事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、当連結会計年度の連結財務諸表及び財務諸表の作成に関連して、監査人より次の指摘を受けました。

- ・住宅事業に係る売上計上に関して、証憑書類の整備に不備がありました。
- ・完成工事補償引当金の計上に誤りがありました。

これらの指摘が当連結会計年度の末日までに是正されなかった理由は、主として従業員への教育訓練が不足していたことにより、業務の引継が円滑に進まなかったことが原因と考えております。

当社は、外部専門家に依頼することで決算処理を適切に遂行する体制は整えておりましたが、上記監査人の指摘が財務報告に与える重要性は高いものと判断し、これらの全社的な内部統制、決算・財務報告プロセス及び売上計上プロセスに関する内部統制の不備は「開示すべき重要な不備」に該当すると判断いたしました。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を再認識しており、内部統制報告書提出日現在、適切な経理、決算業務遂行のために管理部門の人材強化と従業員研修の充実を図ることを予定しており、翌連結会計年度においては、適切な内部統制を整備し運用する方針であります。

なお、監査人より指摘を受けた必要な修正はすべて連結財務諸表に反映しており、これによる財務諸表監査に及ぼす影響はありません。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。